

令和6年度 糸満市住民税非課税 または 均等割のみ課税世帯給付金のご案内

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

+

加算

児童 1 人あたり **5万円**



申請（返送）期限

令和6年10月31日（木）（消印有効）

（注）期限までに提出がない場合は、受給を辞退したものとみなし、給付金は支給されません。

給付対象世帯

令和6年度 **新たな住民税** **非課税世帯または
均等割のみ課税世帯**（令和5年1月～12月までの所得）

基準日（令和6年6月3日）時点で糸満市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が「非課税」「均等割のみ課税」である世帯または、「均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている」世帯。

※ 対象外となる世帯 ※

- ・ 令和5年度 非課税世帯（7万円）または、令和5年度 均等割のみ課税世帯（10万円）の支給対象世帯。
- ・ 他市町村で令和5年度非課税世帯（7万円）または、均等割のみ課税世帯（10万円）受給した世帯。
- ・ 世帯の中に令和6年度 住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいる世帯。
- ・ 世帯全員が、令和6年度住民税均等割課税者の扶養親族になっている世帯。

加算対象児童

- 給付対象世帯の世帯員で生計を同一にしている18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）

※申請が必要です！

- 基準日（令和6年6月3日）以降生まれの**新生児**
- 基準日（令和6年6月3日）時点で**別世帯で生計を同一にしている児童**（単身で寮に入っている児童など）※ただし、住民票を移さずに施設に入所している措置入所児童は加算対象外です。

[支給手続きの詳細は裏面をご確認ください](#)

給付金の支給手続き

住民税非課税世帯または、均等割のみ課税世帯

支給対象世帯へ次の書類のいずれかをお送りします。



【QRコード】
詳細は市ホームページ
でご確認ください。

①お知らせ



返信
不要

令和6年度の住民税が「非課税」・「均等割のみ課税である世帯」または、「均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている世帯」で児童手当の口座（世帯主）の登録がある場合

※令和6年7月中旬以降順次送付を予定しております。

**返送不要
です！**

②確認書

添付書類あり
内容をご確認下さい！

令和6年度の住民税が「非課税」・「均等割のみ課税である世帯」または、「均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている世帯」で、給付先口座の登録が必要な場合

※令和6年7月中旬以降順次送付を予定しております。

内容を確認し
必要事項を記入
書類添付
のうえ
**同封の返信用
封筒にて返送
してください**

③申請書

添付書類あり
内容をご確認下さい！

世帯の中に、令和6年1月2日以降に糸満市外から転入した方がいる場合または令和6年度（令和5年分所得）未申告の方がいる場合

※令和6年8月中旬以降順次送付を予定しております。



- ・基準日（令和6年6月3日）において、糸満市以外の市区町村に住民票がある方については、基準日時点の市区町村にお問い合わせください。
- ・申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。また、意図的に虚偽の申告をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

110番



給付金に関する
「振り込め詐欺」や「個人
情報の搾取」にご注意く
ださい。

警察相談専用電話（#9110）

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方へ

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをさせていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

糸満市臨時特別給付金担当窓口（お気軽にご相談ください）

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置しています。また、窓口での申請受付を行っています。ご不明な点がございましたら、お気軽にコールセンターまでご連絡ください。

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市臨時特別給付金コールセンター

0120-824-288

8:30~17:00 ※土日、祝日は除きます

